平　成　２５　年　　第　１　回

北広島市町名・町界整備審議会議案書

平成２５年６月２０日(木)１３：３０～
市役所本庁舎　２階　会議室
企画財政部都市計画課開発調整スタッフ

会　議　次　第

1．開　　会

2．委 嘱 書 の 交 付

3．市　長　挨　拶

4．会長・副会長の選出

5．会　長　挨　拶

6．諮 問 書 の 提 出

7．会議録署名委員の選出

8．議　　案
　議案第１号　　「輪厚地区町名・町界整備について」

9．そ　の　他

10．閉　　会

議案第１号　「輪厚地区町名・町界整備について」

1. 町名・町界整備実施地区（図－１、図－２）

・　実施面積　　約６１ha

・　土地の筆数　　約６０筆

2. 町名の定め方

北広島市町名・町界整備実施基準第８条第１項より

(1) その地域における歴史、伝統及び文化を考慮し、親しみ深く、語調がよいものとすること。

(2) 常用漢字を用い、読みやすく、簡明なものとすること。

(3) 他と同一の町名又は他と類似する町名は、避けること。

輪厚地区町名・町界整備　実施地区図（案）

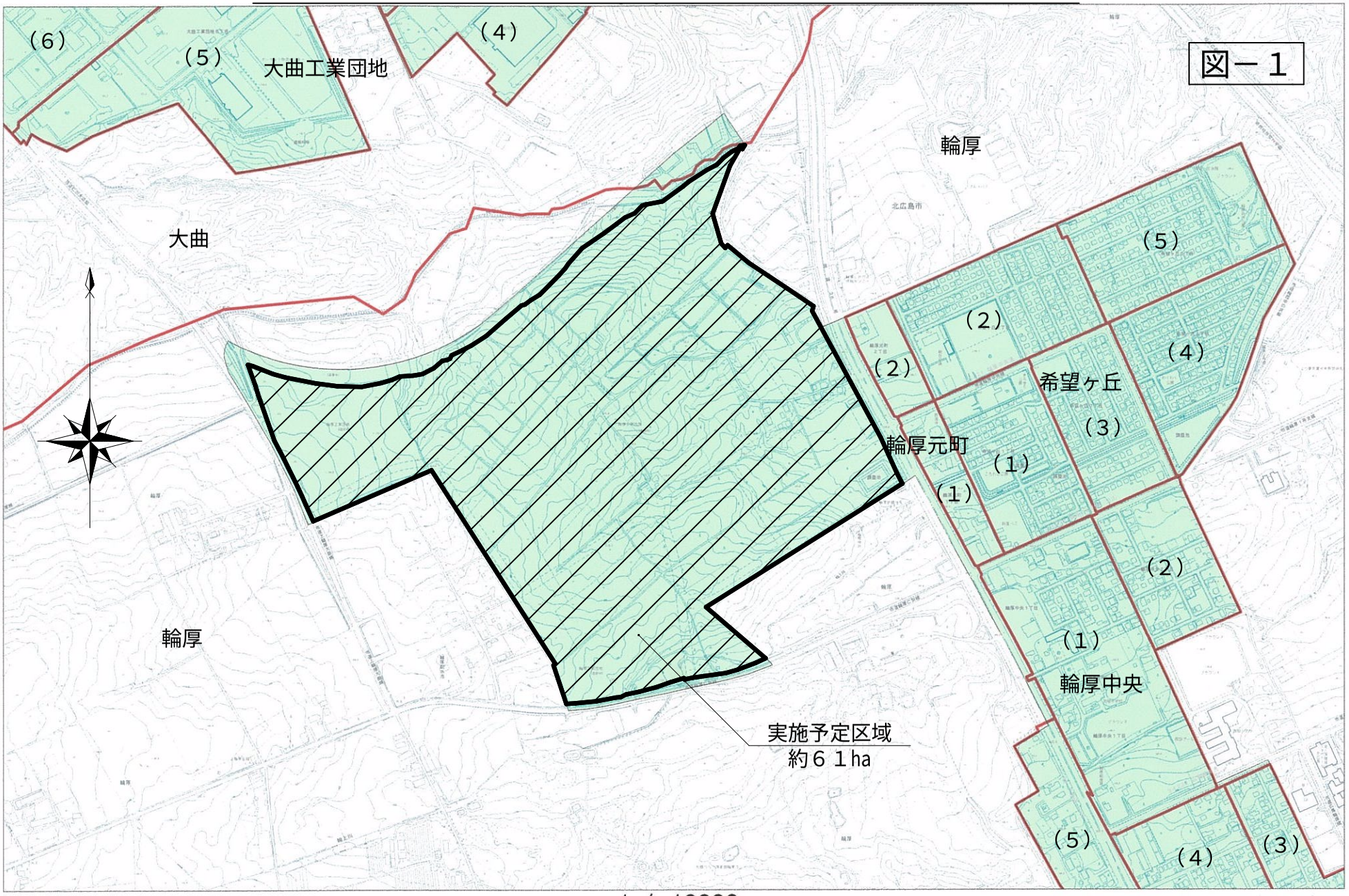

1 / 10000

町界・丁目割り図（案）

図－２

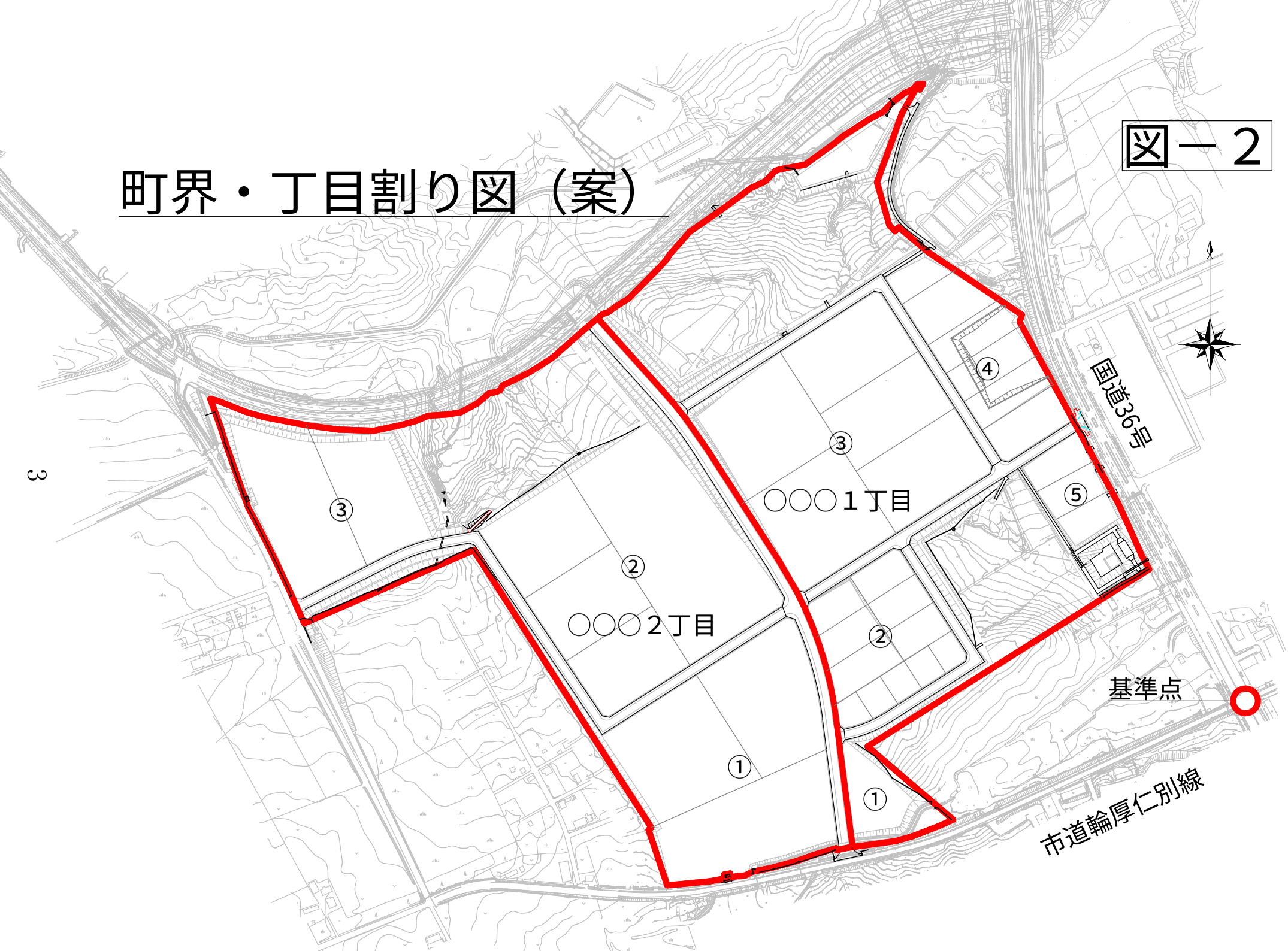

○北広島市町名・町界整備審議会条例

平成元年10月14日
条例第13号

(設置)

第1条　北広島市の町名及び町界の整備に関する事項について審議するため、北広島市町名・町界整備審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条　審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1)　町の区域及び名称の変更に関すること。

(2)　町の区域及び名称の新設に関すること。

(3)　その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条　審議会は、委員10名以内をもって組織する。

2　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　関係官公庁の職員

(3)　町名・町界整備実施区域関係者

(任期)

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員の再任は、妨げない。

3　前条第2項第3号に規定する委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条　審議会は、会長が招集する。

2　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　会長は、会議の議長となる。

4　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

○北広島市町名・町界整備実施基準

平成2年2月2日
訓令第3号
改正　平成8年8月19日訓令第27号

(趣旨)

第1条　この訓令は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の規定に基づく新たな町名及び町界を整備するために必要な事項を定めるものとする。

(実施区域の範囲)

第2条　町名・町界整備の実施区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条の規定に基づく市街化区域とする。ただし、町名・町界整備の実施に際し、当該実施区域に隣接する町の区域において町の区域等の変更を必要とする場合は、この限りでない。

(実施計画の策定)

第3条　町名・町界整備を実施するときは、実施区域ごとに町の形状、規模及び名称等について実施計画を策定し、北広島市町名・町界整備審議会に諮問するものとする。

(町割り方式)

第4条　町割りは、街かく式により行うものとし、これによりがたい場合は、結合式により行うものとする。

(基準点)

第5条　基準点は、実施区域内の状況に応じ、各々の実施計画において定める。

(町の境界)

第6条　町の境界は、公道、河川、水路、鉄道その他恒久的な施設により定めるものとし、境界線は、公道、河川、水路、鉄道その他恒久的な施設の側線とする。

2　前項の規定により境界を定めることができない場合は、土地の状況等により定める。

(町の形状及び規模)

第7条　町の形状及び規模は、次の各号に掲げる事項により定めるものとする。

(1)　町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり、飛地が生じたりしないよう、簡明な境界線によって区画された一団が形成されていること。

(2)　町の規模は、当該地域の用途、人口、家屋の密度、地形等を考慮して定め、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないようにすること。

(3)　住居系の土地利用構想を有する区域が隣接している実施区域については、将来の土地利用計画を考慮すること。

(町名の定め方)

第8条　町名は、次の各号に掲げる事項により定めるものとする。

(1)　その地域における歴史、伝統及び文化を考慮し、親しみ深く、語調がよいものとすること。

(2)　常用漢字を用い、読みやすく、簡明なものとすること。

(3)　他と同一の町名又は他と類似する町名は、避けること。

2　丁目は、次の各号に掲げる事項により定めるものとする。

(1)　町の名称として丁目を付ける場合は、基準点に近い丁目を起点とし、基準点から遠ざかるにつれて丁目の数が増すことを原則とする。

(2)　丁目の配列は、連続千鳥方式により行うものとし、これによりがたい場合は、右回り連続蛇行式により行うこと。

(3)　丁目の数は、8以内にとどめること。

(地番の定め方)

第9条　土地区画整理事業等における町名・町界の設定を伴う地番の変更は、札幌法務局と協議を行い、定めるものとする。

2　前項の地番の定め方は、次の各号により行うものとする。

(1)　地番は、街区方式により定め、街区を親番に、画地を子番(枝番)にすること。

(2)　街区は、公道、河川、水路、鉄道その他恒久的な施設により画すること。

(3)　私道により街区を画する場合は、当該道路が公衆用道路として利用されているものであり、容易に変更されないものであること。

3　前項の街区の規模は、1街区おおむね3,000平方メートル以上6,000平方メートル以下とする。ただし、当該街区内に学校、公園、工場等がある場合は、この限りでない。

4　第1項の地番の配列は、次の各号により行うものとする。

(1)　地番の配列は、連続千鳥方式によるものとし、これによりがたい場合は、右回り連続蛇行式により行うこと。

(2)　枝番の配列は、右回り環状式によるものとし、これによりがたい場合は、右回り連続蛇行式により行うこと。

(3)　前2号における地番及び枝番は、数字を用いることとし、基準点に近い街区又は画地を起点とすること。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則(平成8年訓令第27号)

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。